

応募上限回数に係る取扱い

1 基本的な取扱い

応募上限回数（本事業の前身事業である実践型地域雇用創造事業を含む）については、3回を限度とする。

ただし、時限措置として、令和7年度～令和8年度の各年度の応募については、すでに3回以上応募している場合でも当該期間中1回に限り応募できること。また、令和9年度～令和10年度の各年度の応募までは、4回を限度とする。

（例）

区分	実施状況		最終応募機会 (事業終了の翌年度に応募した場合) ※令和7年4月1日時点
	実施年度	通算回数	
1	R4～R6	4回目	R7年度（残1回）
2	R4～R6	3回目	
3	R4～R6	2回目	R10年度（残2回）
4	R4～R6	1回目	
5	R5～R7	4回目	R8年度（残1回）
6	R5～R7	3回目	
7	R5～R7	2回目	
8	R5～R7	1回目	R11年度（残2回）
9	R6～R8	4回目	—
10	R6～R8	3回目	R9年度（残1回）
11	R6～R8	2回目	
12	R6～R8	1回目	R12年度（残2回）
13	R6年度時点で未実施		応募上限回数は3回まで

2 補足事項

- （1）事業終了から3年度以上経過後に応募する場合は、その応募を1回目とする。

※R4～R6 1回目実施 ⇒ R10 応募＝応募1回目

R4～R6 1回目実施 ⇒ R9 応募＝応募2回目

- （2）同じ市町村であっても、単独地域から広域地域に変更して応募する場合や広域地域の構成市町村を変更して応募する等の場合は、原則として別協議会の応募という扱いとし、その応募を1回目とする。

※例えば、A市が3回連続実施した翌年度、A市を含む広域地域が応募することや、B市を含む広域地域が3回連続実施した翌年度、B市単独で応募することは可能。（それぞれ応募1回目となる。）

- （3）応募後不採択となった場合は、その応募については通算回数に含まないこととする。